

所得税・住民税の申告はお早めに

平成21年分の受付が2月16日(火)から始まります。

申告書の提出と納付の期限

所得税 2月16日(火)～3月15日(月)

贈与税 2月1日(月)～3月15日(月)

消費税 1月4日(月)～3月31日(水)

問 市役所課税課 (80)1281

東金税務署 (52)3121

◆所得税の確定申告が必要な方

◎営業・農業・不動産所得・年金所得などがある方

- 平成21年中の所得金額の合計が、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物などを売った方

◎給与所得がある方

- 給与等の収入額が2千万円を超える方
- 給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与等を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった方

◆還付申告はお早めに

給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、早めに還付申告をしましょう。

還付申告は1月4日(月)から税務署で受付しています。

◆収入のなかった方も住民税の申告を

所得のなかった方でも、所得に伴う各種の資格審査などの資料となりますので、住民税の申告書を提出してください。

◆給与支払報告書の提出を忘れずに！

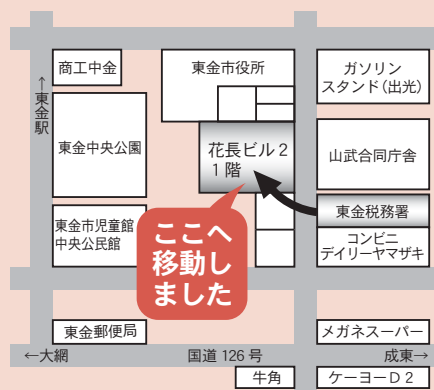
給料、賃金などの支払者は、2月1日(月)までに受給者の住所地の市町村に「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署にも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った方や、臨時の従業員に賃金等を支払った方も同様です。

◆税務署窓口での相談および受付

東金税務署での申告相談及び受付は、2月8日(月)から3月15日(月)までの間は、署庁舎斜め向かいの花長ビル2の1階ホールで行います。署庁舎での相談は行いませんのでご注意ください。

※会場及び署庁舎の駐車場は利用できませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。



閉庁日(12月29日～1月3日、土日祝日)の相談および申告書の受付は行っておりませんが、申告書はe-taxや郵便または信書便による送付および税務署の時間外文書収容箱に投函することで提出できます。

なお、申告書の「控」が必要な方は、住所・氏名を書いて切手を張った返信用封筒を同封してください(e-tax申告の方は除く)。